

## イベント中止等に伴う入場料金等払戻請求権を放棄した場合の税額控除

### 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術イベント等が中止等されてしまった時に、そのチケットの払戻しを受けないことを選択（入場料金等払戻請求権を放棄）された方はその金額分を「寄附」と見なし、税優遇を受けられる制度が創設されています。

### 対象となるイベント

文部科学大臣が指定したイベントのうち、県が条例により個別に指定したものが対象となります。

静岡県では、文部科学大臣が指定した全てのイベントを個人県民税の寄附金税額控除の対象として指定しています。

文部科学大臣が指定したイベントは、下記のページを御覧ください。

- ・文化庁ホームページ（外部サイトヘリンク）

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/covid19\\_info/donate.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/covid19_info/donate.html)

- ・スポーツ庁ホームページ（外部サイトヘリンク）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00002.html)

なお、個人市町村税については、市町が条例により個別に指定しているため、お住まいの市町へお問い合わせください。

### 要件

文部科学大臣が指定したイベントについて、入場料金等払戻請求権を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に放棄した場合には、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

また、入場料金等払戻請求権を令和2年2月1日から令和2年10月31日までの間に行使し、払戻しを受けている場合において、令和3年1月29日までに当該払戻しを受けた金額以下の金額を寄附したときは、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

## 控除される額

入場料金等払戻請求権の放棄をした額から 2,000 円を引いた額の 4%（政令市に住所がある方は 2%）が個人県民税の額から控除されます。

### （注意）

控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、主催者から交付される「指定行事証明書」、「払戻請求権放棄証明書」を添付する必要があります。

年間で 20 万円までのチケット代金分が、本制度の税優遇の対象となります。

## お問い合わせ

静岡県経営管理部財務局税務課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

電話番号：054-221-2974、ファックス番号：054-221-3361

メール：zeimu@pref.shizuoka.lg.jp